

# 船舶事故調査報告書

平成31年1月30日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年7月15日 11時35分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市野原港北方沖 <small>なりゆう</small> 成生岬灯台から真方位233° 2.4海里（M）付近 （概位 北緯35°34.7′ 東経135°25.4′）
事故の概要	瀬渡船第八岩崎丸 <small>いわさき</small> は、北進中、また、瀬渡船あかね丸は、北進中、両船が衝突した。 あかね丸は、船長が負傷し、右舷外板に亀裂等を生じ、また、第八岩崎丸は、船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 瀬渡船 第八岩崎丸、7.73トン KT2-831（漁船登録番号）、個人所有 11.53m（Lr）×3.25m×0.93m、FRP ディーゼル機関、300.8kW、昭和55年8月 第251-9251号（船舶検査済票の番号） B 瀬渡船 あかね丸、0.5トン KT3-10567（漁船登録番号）、個人所有 5.32m（Lr）×1.78m×0.65m、FRP ガソリン機関（船外機）、29.4kW、平成11年4月 第251-18376号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年5月19日 免許証交付日 平成29年10月12日 （平成34年11月24日まで有効） B 船長B 男性 70歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年12月16日 免許証交付日 平成26年10月10日 （平成31年10月19日まで有効）

死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>A船は、船長A及び作業員2人が乗り組み、野原港の北方沿岸に点在する磯場（以下「本件磯場」という。）の釣り客を迎えに行く目的で、平成30年7月15日11時30分ごろ同港を出港した。</p> <p>A船は、船長Aが操舵室で立った状態で手動操舵により操船を行い、作業員2人を船首部に配置し、野原港北護岸の防波堤を通過後、約17ノットの対地速力で航行した。</p> <p>船長Aは、舞鶴市コトイ埼北西方の高島島頂を船首目標として北進中、船首方にB船が同航しているのを認めたが、B船が船外機船であり、B船の速力がA船よりも速くB船との距離が約250mあるのでA船がB船に追い付くことはないと思い航行を続けた。</p> <p>船長Aは、コトイ埼の西方沖に敷設されている定置網を通過したところで、前部甲板の上に積んでいた‘約20着の釣り客用の救命胴衣（固形型チョッキ式）’（以下「本件救命胴衣」という。）が船首方からの風により前部及び後部甲板に散乱したので、作業員2人に回収するよう指示し、操舵室の窓から船尾方を見渡して後部甲板に散乱した本件救命胴衣の場所を作業員に知らせながら航行を続けた。</p> <p>船長Aは、本件救命胴衣の回収作業を終えて周囲を確認したところ、船首方に船舶を見掛けなかったためB船が既にコトイ埼を通過したと思っていたところ、11時35分ごろ作業員2人が船首部に戻ろうとした際、船首部に衝撃を感じた。</p> <p>船長Aは、B船と衝突したことを知り、B船に横付けして船長Bの負傷状況及びB船に浸水がないことを確認した後、本事故の発生を消防署及び海上保安庁に通報した。</p> <p>A船は、しばらく本事故現場に留まったのち、自力で野原港に帰港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、本件磯場の釣り客を迎えに行く目的で、11時30分ごろ野原港を出港した。</p> <p>船長Bは、右舷船尾部の木製の台に腰を掛け、左手で船外機のハンドルを持って操舵に当たって北進中、船尾方からA船が同航していることを認めた。</p> <p>船長Bは、A船の速力がB船よりも速く、A船がB船の左舷側を追い越すことができるよう、できるだけ右舷側に見える定置網に寄って航行することとして、同定置網付近を北進中、11時35分ごろ船尾部に大きな衝撃を感じたと同時に身体を船首方に飛ばされ、船体中央</p>

	<p>部の鉄柱に後頭部を打った。</p> <p>B船は、船長Bが負傷して操船することが困難だったので、A船の作業員1人がB船を操船して野原港に帰港した。</p> <p>船長Bは、野原港に帰港後、救急車で舞鶴市内の病院に搬送されて診察を受け、頭部裂傷と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の航行時の状況(再現) 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、ふだんから乗船した釣り客がすぐに着用できるように本件救命胴衣を前部甲板上に置いていた。</p> <p>船長Aは、本件救命胴衣の回収作業を終えて周囲を確認した際、既にB船が接近してA船の船首方の死角に入っていたので、B船を見付けることができなかつたと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、ふだんから本事故発生場所付近を航行する際は、他船が沖側の広い海域を追い越すことができるように定置網に寄って航行していたので、本事故時もA船がB船を避けてくれると思い、船尾方を気にすることはなかつた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、船首方のB船と同航する状況下で野原港北方沖を北進中、船長Aが、風で甲板上に散乱した本件救命胴衣の場所を作業員に知らせるなど回収作業に意識を向け、見張りを適切に行っていなかつたことから、B船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、先航しているB船を視認していたものの、B船の速力がA船よりも速く、追いつくことはないと思っていたものと考えられる。</p> <p>B船は、船尾方のA船と同航する状況下で野原港北方沖を北進中、船長Bが、A船がB船を避けると思い、船尾方の見張りを適切に行っていなかつたことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、野原港北方沖において、A船がB船に追いつく状況下、A船及びB船が共に北進中、船長Aが、風で甲板上に散乱した本件救命胴衣の場所を作業員に知らせるなど回収作業に意識を向け、見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、A船がB船を避けてくれると思い、船尾方の見張りを適切に行っていなかつたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 他船との関係は、目視のみで判断せずにレーダー等の航海計器を活用し、正確な船位等を確認しながら航行すること。</li><li>・ 甲板上に散乱した物の回収作業を行う場合は、停船して周囲を確認するなど適切な見張りを継続した状態で行うこと。</li><li>・ 救命胴衣など航海中に風で飛ばされやすい積載物は、船倉に保管するなどし、暴露部に置かないこと。</li><li>・ 船尾方から接近する船舶に対しても、追越し船が自船を避けてくれると思わず見張りを適切に行うこと。</li></ul>
--------------	--

図1 事故発生経過概略図



日本水路協会発行の航海用電子参考図 (new pec) 使用

写真1 A船の航行時の状況（再現）



A船

作業員2人が配置されていた場所



本件救命胴衣を置いていた場所

